

教 育 民 生 委 員 会 会 議 録

- 1 日 時 令和2年6月23日(火曜日)
午前9時30分～午後0時06分
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席委員 杉 山 武 志 委 員 長 田 原 義 寛 副 委 員 長
 荒 山 光 広 委 員 三 好 睦 子 委 員
 秋 枝 秀 稔 委 員 藤 井 敏 通 委 員
 岡 村 隆 委 員 石 井 和 幸 委 員
- 4 欠席委員 な し
- 5 委員外出席議員
 竹 岡 昌 治 議 長
- 6 出席した事務局職員
 石 田 淳 司 議 会 事 務 局 長 阿 武 泰 貴 議 会 事 務 局 係 長
 篠 田 真 理 議 会 事 務 局 企 画 員
- 7 説明のため出席した者の職氏名
 波 佐 間 敏 副 市 長 中 本 喜 弘 教 育 長
 杉 原 功 一 市 民 福 祉 部 長 末 岡 竜 夫 教 育 次 長
 八 木 下 理 香 子 教 育 委 員 会 事 務 局 長 山 本 幸 宏 市 民 福 祉 部 次 長
 井 上 辰 巳 地 域 福 祉 課 長 古 屋 壮 之 高 齢 福 祉 課 長
 河 村 充 展 教 育 総 務 課 長 斉 藤 正 憲 生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 推 進 課 長
- 8 会議の次第は次のとおりである。

午前9時30分開会

○委員長（杉山武志君） 皆さんおはようございます。ただいまより、教育民生委員会を開会いたします。

さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました市長提出議案10件について審査したいと思いますので、御協力をお願いいたします。

議長、報告等ございましたらお願いいたします。

○議長（竹岡昌治君） それでは1点だけ。

先だって、議会運営委員会で決定していただきました新型コロナウイルス感染症の対策費として、議会のほうから申入れをさせていただきました。

決定していただきましたように、行政視察を中止すると、今期に限りですね。

それから、もう1つは、政務活動費を今回は要求しないという2点でございまして、金額にしますと約390万円程度でございますが、皆さんにもお諮りしましたように、本来なら歳費削減ということも1つの手だなと思ったんですが、他市とやってみますと、非常に美祢市の場合低いので——低いというのが、金額が300万足らずしかできませんので、少しでも多いほうにということの選択で、皆さんにお諮りしまして決定していただきました。

なお、そのとき申し添えましたんですが、決して視察が不要だということではございませんし、会派並びに全員で勉強会等を重ねて研さんしていくということも申し添えさせていただきました。

以上でございます。ありがとうございました。

○委員長（杉山武志君） ありがとうございます。

それでは、審査を始めます。

最初に、議案第57号美祢市鳳鳴地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。斉藤生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（斉藤正憲君） 議案第57号美祢市鳳鳴地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

これは、美祢市鳳鳴地域交流センターの現在の指定管理者が今年度末をもって満了となるため、次期指定管理者の選定にあたり、美祢市使用料・手数料見直しに関する基本方針に基づき、施設使用料について所要の改正を行うものであります。

この条例は、令和3年4月1日に施行するものであります。

説明を終わります。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。本案に対する御質問はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 何点かお尋ねいたします。

1つずついきたいと思いますが、この1時間30円の根拠と、何のためにこの手数料を下げられるのか、お尋ねします。

○委員長（杉山武志君） 斉藤生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（斉藤正憲君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

使用料につきましては、先ほども申しましたとおり、美祢市使用料・手数料の見直しに関する基本方針にのっとり、4年ごとに見直しを行い改正しているところでございます。

前回、平成29年4月の使用料の見直し時は、過去3年間、平成25年度から平成27年度までの実績に基づいたものでありましたが、同じコミュニティセンターで田代コミュニティセンター（平成26年）、堀越コミュニティセンター（平成27年）、鳳鳴地域交流センターの3施設については、その対象外でございました。このため、来年度の使用料見直しが初回となります。

この3施設のうち、指定管理者制度による管理運営をしている施設は鳳鳴地域交流センターのみでございます。そのために、このたび改正するものでございます。

また、算定方法につきましては、当初の使用料金は、指定管理者制度による管理運営をしている市内類似施設として、建設農林部農林課が所管している秋芳八代ぬくもりの里交流センターを参考としました。この施設の1平米当たりの使用料を算定し、本施設の使用面積を乗じて使用料を算定しているところでございます。

このたび、美祢市使用料・手数料見直しに関する基本方針にのっとり、平成28年度から平成30年度までの過去3年間の人件費及び物件費の実績に基づき使用料の算定をしたところ、増減率が全て50%を下回り、緩和措置として50%より金額を算出し、見直し額として提示しているものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（杉山武志君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） お尋ねしますが、市の行事、例えば——開催されたかどうか分かりませんが、鳳鳴地域交流センターで健康教室とかあったのかどうか。

それと、選挙で投票所になることもあるんですが、そのときの使用料というのは、市は払っていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（杉山武志君） 説明ございますか。斉藤生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（斉藤正憲君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

1つ目、ちょっとまた後ほど説明をさせていただきます。

2つ目の選挙につきましては、市の政策的なものでございますので、使用料は取っていないというふうに認識しております。

それと1つ目の質問が、もう一度すみません、お願いできたらと思いますが。

○委員長（杉山武志君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 鳳鳴地域交流センターで、健康教室とか行われることもあると思いますけれど、このとき使用料を払っておられるかどうか。

今、市の施設だから、市が払うのはおかしいというような、ちょっと横から意見がありましたけれど。

この鳳鳴やまさと会なんですけれど、これは使用料を——もちろん指定管理料もですけれど、この1時間幾らっていう、その使用料でもって運営がされてると思います。それで、電気代とか当然払われますが、使った場合は使用料がいるんじゃないでしょうかね。地元の方も使うときは使用料払っていらっしゃるようで、市がそうした健康教室とか投票所とかにするときは当然費用を使いますし、払うべきではないかと思うんですが、そこは払っておられるかどうか。

この鳳鳴地域交流センターの運営の方法っていうのは、指定管理プラスこうした使用料で賄われてるというところでお尋ねするんですが。当然、使用料が安くなれば、運営が難しくなるということなんだと思いますけれど、どうなんでしょうか。

○委員長（杉山武志君） 斉藤生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（斉藤正憲君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

使用料につきましては、美祢市鳳鳴地域交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則第4条、使用料金の減免のところ、全部で11項目にわたって減免を決

めているところでございます。

ただいま御質問のとおり、市で主催等をするものにつきましては、利用料の全額を減免するというふうに決めておりますので、それにのっとり使用料を減免しているところでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（杉山武志君） よろしいですか。そのほか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 先ほどの御説明で、鳳鳴地区だけが交流センターが指定管理だと、ほかのところは指定管理ではないという話だったんですけども。

今、交流センターというのが、これが設置条例ですか——ということで、今設置条例と思わしきものを見てるんですけども、まず、鳳鳴地区だけ指定管理っていうところが何でかなと正直思います。指定管理でない場合には、管理者は誰というか、そこはどういうふうになっておるのでしょうか。

○委員長（杉山武志君） 斉藤生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（斉藤正憲君） ただいまの藤井委員の御質問にお答えいたします。

鳳鳴地域のみ交流センターが指定管理になっているということについてと、他の地域についてはなぜ指定管理ではないのか、指定管理の場合の——管理者ということでございました。

まず、後のほうの御質問なんですが、管理者につきましては、市が管理をし、それを地元の利用者協議会なりに管理をお願いしているというような形を取っております。

それから、鳳鳴地域交流センターにつきましては、地元との要望から指定管理者制度で運営をしたいということで提案を受けて、それに基づき、指定管理者制度で実施をしているところでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（杉山武志君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 今の説明でいきますと、交流センターの管理ということについて言えば、基本的に交流センターというのは市の施設、ということは、市が管理するということですね。

指定管理というのは、当然市の委託を受けてやるということですけども、そこ

はごめんなさい。ちょっとその条例がどこにあるかというのを事前にチェックもできてなかったし、今調べたんですけど、分からなかったんですけども。

○委員長（杉山武志君） 竹岡議長。

○議長（竹岡昌治君） 執行部のほうで、例えば学校跡を指定管理でやる場合、それから今のコミュニティセンターでやる場合、その前座をちょっと話をされたほうがいいと思いますが。

例えば鳳鳴小学校、今の指定管理——地元が指定管理でやりたいというものもあるし、それから、いろいろ計画組んで廃校を貸すということもあろうし。

それからもう1つは、コミュニティに代えて市が管理してやるという、いろんな手法をなぜやったかというのをちょっと説明されたほうが分かりやすいと思います。それに基づいて条例がつくってありますので。

○委員長（杉山武志君） 齊藤生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（齊藤正憲君） 今の竹岡議長の御質問にお答えをいたします。

美祢市内には、まず美祢地域のほうに、河原、上野、堀越、それから田代コミュニティセンター、その後また廃校になりまして川東コミュニティセンター、この施設につきましては、コミュニティセンターという条例を立てて、地元の地域のほうで運営をしたいというようなことを受けまして、それに基づき条例化をして運営をしているところでございます。

あと、美東地域につきましては、鳳鳴地域交流センター、それから秋芳地域につきましては、廃校になったところはほかにもございますが、例えば下郷小学校跡、赤郷小学校跡がございますが、近くに公民館等の施設がございますので、そちらのほうは地元の管理ではなく、ただいま教育総務課の所管施設ということで、現在管理をしているところでございます。

美東地域の鳳鳴地域交流センターにつきましては、先ほど申しましたとおり、地元からの要望に伴い指定管理者制度で運営をしているというような状況でございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（杉山武志君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 申し訳ございませんけども、今の説明ではよく分かりません。

コミュニティセンターというのは、まず何ですか、そういう意味でいけば。

例えば今の御説明だと、もともとが美祢の堀越とか、そういうところの廃校跡かどうかは分かりませんが。

美東であれば、鳳鳴小学校が廃校になって、その後、今地元の方でぬくもりの里交流センターということで活用されています。そちらは、地元からの希望で指定管理というふうなことになってると。じゃあ、ほかのところは指定管理ではなくてということですね。

だから、管理方法としては、条例か何かで、地元の要望によりコミュニティセンターということで活用する、その管理は、例えば地元の有志でやる、または指定管理ということで委託料とか決めてやるというふうなことが決められてるといことですね。

○委員長（杉山武志君） 末岡教育次長。

○教育次長（末岡竜夫君） 竹岡議長、それから藤井委員の御質問ですが、基本的にどういう考えで、そういう建物の管理をしていくのかという御質問だと察しております。

合併してから廃校が何校か出てきまして、廃校する場合には、そこで地域の協議会を立ち上げまして、その協議会の方々とその学校をどういうふうに使いたいかという話し合いをしっかりとします。それによって目的が決まりますので、その目的に沿った条例を——今度は設置条例をつくることになります。

したがいまして、それが運営方式にも及び、指定管理が望ましいのか、それとも普通にちょっとだけ管理するとかいう形が望ましいのかというところまで考えてやりますので、その結果が田代であったり、堀越、川東、それから上野、河原、それから今回の鳳鳴というところが、それぞれの管理の形態が出てくるということです。

そういう説明でよろしいでしょうか。

○委員長（杉山武志君） 今、末岡次長のほうからもお話がありましたけど、管理の方法につきましては、その当時当時、地元との協議の上でされております。

また、異なる管理方法については、また休憩時間にでも、いろいろと資料なり何なりそろえたいと思うんですけど、ひとまずは、今議案となっております料金の改正、条例の一部改正について認めるのか認めないのか、御審議いただけたらと思います。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） こちらのほうの内容について、先ほど三好委員のほうからは管理料が下がるということをおっしゃって、事実そう書いてあります。ということは、指定管理の場合には、管理料が下がるということはそれだけ……（発言する者あり）使用料が下がるということは、指定管理をされている立場からすると、今まで50円なら50円払ってたのが30円で済むと、こういう理解でよろしいですね。

要は、指定管理ということでは、じゃあ管理するから——例えば、調理室のところの使用料を50円を30円にとありますけども、これは誰に対してっていうことですよ。要するに、使用させてもらうという人が今まで50円払ってたのを30円払うということですよ。ということは、今まで指定管理で、そこで管理してた人が、その料金を市に代わって使用者から徴収するということですか。

ということは、市にとって収入が減ると、使用料が減ると……（発言する者あり）管理者が減るということですか。ということは、管理者は、ある何ぼということでも当然契約して、ある意味、そのお金で独立採算かなんかでやらんといかんと。ということは、これを決めると、管理者としては、収入が今まで同じように貸して収入を得たものが減ってしまうという、そういうことですか。

ちょっとそこが私は、逆にこれが下がることによって、指定管理者は従来よりも安い値というか——ごめんなさい。安く使用料ができるので助かるのかなと思って理解したんですけど、逆なんですかね。

○委員長（杉山武志君） 末岡教育次長。

○教育次長（末岡竜夫君） 藤井委員の御質問にお答えします。

先ほど、担当課長からも少し説明がありましたように、4年ごとに料金っていうのは見直すことになっております。その4年間の間の人件費とか物件費、このあたりをきちんと計算した上で、この金額ならやれるだろうという金額を算定します。

したがいまして、これが減ったからといって経営が苦しいとか、そういうことはまず、これまでの4年間の数字でないというふうに捉えております。

それと、これは4年間の数字を積み上げたものを来年の4月1日からということですので、今すぐという話ではございません。

以上でございます。

○委員長（杉山武志君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） ここでこういう議論をやってると、もうまだ10議案もありま

すから、分からないことは直接お聞きしますので、どなたにお聞きすればよろしいですか。斉藤課長でよろしいですか。分かりました。

○委員長（杉山武志君） そのほか御質問はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 私はこの議案に反対いたします。

使用料を下げるということは、利用する方には便利かも知れませんが、これ特別に安い使用料なんですけれど、この使用料をもって、鳳鳴やまさと会の方たちが指定管理は十分でない——そこはちょっと分かりませんが、計算してやってあると言われましたけれど、指定管理にプラス使用料で運営をしておられて、1時間が50円が30円に下がるということは、やまさと会の収入が少なくなるというので、なかなか運営が難しくなるのではないかと思います。したがって、この議案には反対いたします。

○委員長（杉山武志君） ここで、暫時休憩をとります。

午前9時54分休憩

午前9時56分再開

○委員長（杉山武志君） 休憩前に引き続き、審査を続けます。三好委員。

○委員（三好睦子君） 先ほど反対討論を述べましたが、私の勘違いでしたので訂正して、この条例には賛成いたします。

○委員長（杉山武志君） ほかに御意見ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第57号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号美祢市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。山本市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（山本幸宏君） それでは、議案第61号美祢市手数料条例の一部改正について御説明をいたします。

個人番号通知カードにつきましては、昨年成立しました情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律によりまして、新規発行や記載事項の変更の手続等が廃止され、その施行日は令和2年5月25日とされたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容といたしましては、条例第2条において、手数料を徴収すべき事項及び金額は別表のとおりとすると規定されているところですが、個人番号通知カードの廃止に伴い、個人番号通知カードの再発行手数料に係る記載事項を削除するよう改めるものであります。

なお、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） この議案に反対いたします。

マイナンバーカードなんですが、個人情報満載で、この危険性は以前からもずっと訴えてまいりました。マイナンバーカードについて反対いたします。

○委員長（杉山武志君） そのほか御意見ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第61号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉山武志君） 挙手多数であります。よって、議案第61号は原案のとおり

可決されました。

次に、議案第62号美祢市立小学校設置条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。河村教育総務課長。

○教育総務課長（河村充展君） それでは、議案第62号美祢市立小学校設置条例の一部改正について御説明いたします。

議案書は、ただいま配信しました1ページ目、新旧対照表が2ページ目になります。

このたびの改正は、重安小学校を今年度末日をもって廃止し、大嶺小学校に統合することに伴う条例の一部改正になります。

これまでの経緯について、概略を御説明いたします。

本年2月14日に当時のPTA会長から校区内PTAの総意として、重安小学校再編統合に関する要望書の提出がございました。

この要望書の内容といたしましては、令和3年4月1日に大嶺小学校に統合してほしいというものでございます。

この要望書の提出を受けまして、2月21日に保護者への説明会、3月25日には学校運営協議会において説明を行ったところでございます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で地域の皆様方への説明が遅くなりましたが、今年度に入り、5月25日から28日までの4日間、地域を4つに分け説明会を開催し、合計で44名の御参加をいただいたところでございます。

地域説明会においては、児童数の推移やなぜ再編統合が必要なのかを教育委員会から説明させていただきましたとともに、当時のPTA会長や学校長からそれぞれ経緯等をお話いただき、地域の皆様方の御理解をいただいたところでございます。

今後の予定といたしましては、保護者や地域の方、学校長等で構成する統合協議会を立ち上げ、閉校記念事業の在り方や通学支援の方法等について協議を行い、円滑な統合に向けて進めていきたいと考えているところでございます。

なお、この条例は令和3年4月1日から施行することとしております。

説明については以上となります。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。石井委員。

○委員（石井和幸君） 2つほど御質問させていただきます。

児童の通学に関しまして、市としてどのような対応をお考えなのか、お伺いいたします。

そしてもう1つ、さっきと話がダブるとは思うんですけど、重安小学校の跡地利用に関しまして、市として何かお考えかあるのか、お伺いいたします。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 河村教育総務課長。

○教育総務課長（河村充展君） ただいまの石井委員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、通学支援の在り方でございます。

これまでの統合再編に伴う場合におきましては、スクールバスの運行がほぼ通学支援の方法として決めてきております。

重安小学校において具体的にどうなっていくのかというものは、先ほど御説明いたしましたとおり、統合協議会の中で、どのような通学支援をお望みになられるのかということを経済協議させていただいた上で決定していきたいというふうに考えております。

続いて、跡地利用の問題につきましてでございます。

跡地利用につきまして、今後、地域の方々がどのような形をお望みになられるのか、しっかり協議した上で決めていくことになるというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

○委員長（杉山武志君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 今回の重安小学校の大嶺小学校への統合ということとは直接関係ないんですけども、今後、御存じのように、物すごい勢いで新生児の生まれる数が減ってます。ということは、早晩いろんなところで、またこういう問題が起こると思います。

それで確認なんですけれども、例えば、今回のような小学校を廃校というか、どこかに統合とか、こういうことの手続はどういうふうになっておりますか。

小学校設置条例というのを今見させていただきましたけども、ここには一切そのようなことが書かれてなくて、このような学校をという、そういうのが書いてあるだけなんですけども。

具体的に、例えば小学校、あるいは中学校の人数が非常に少なくなってきた。だ

から、例えばもうどこかと統合しよう、あるいはもうまとめて1つにしようとか、こういうふうなことを実際にやろうと思ったときの具体的な手続というのはどういうふうになっているのか、それについて教えていただきたいと思います。

もし、こういう質問でまた時間を取ると、別途やれということであれば、しかるべき方とお会いして話を聞かせていただきますけれども。

○委員長（杉山武志君） 基本的に、地元から統合とかの御要望が出たときに、こういう流れになろうと思うんですけど、どなたかお答えになられますか。河村教育総務課長。

○教育総務課長（河村充展君） ただいまの藤井委員の御質問にお答えしたいと思います。

手続論的なものがどこかに載ってるのかと言われると、そういったものは、特に載せているところはありません。

教育委員会のほうでは、美祢市立小・中学校適正規模・適正配置基本方針、今年度また新たに開始するものでございますが——定めたものでございますが、その中で、どの学校が再編統合をするほうが望ましいのではないかという形の方針はお示しをしているところでございます。

小規模校、また市内の中には幾つか学校がございまして。そういった中で、当然、地域のコミュニティの衰退を招いてはいけないんですけれども、子どもたちの将来のことを考えたときにどうすべきなのかということで、教育委員会といたしまして、基本方針として示させていただいているところでございます。

そういった中で、地域の皆様方、また学校運営協議会等で、どのように進めていくのがいいのかということをご十分御審議いただきながら、その方針がある程度見えたりしたときには、教育委員会のほうにお申し出いただきたいと思っておりますし、その辺で教育委員会のほうから説明を求めたいということであれば、私どもも出向いて御説明をさしあげたいというふうに考えております。

いずれにしましても、将来を託す子どもたちのために、どのような形が一番いいのかということをご地域の方々と一緒に考えていただければというふうに考えております。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君）　ありがとうございます。

今の御説明は教育委員会のほうから、適正規模・適正配置基本方針を——これは毎年出されてるんですか、それとも何年かごとぐらいでしょうか、それを出されると。それに基づいて各地域のほうでいろいろ議論して、例えば、教育委員会の方針のように、適正規模に達してないんだったらとかいうふうなことで判断をして、地域の要望ということで教育委員会のほうに提案させていただいて、それを受けて教育委員会のほうでどうするかということで。最終は多分、この議会での承認ということになるんでしょうけれども、具体的にこうしますという案を出されるということによろしいですか。

要は、基本的な適正配置及び適正規模ということについては、一応教育委員会のほうから何らかの方針を出していただいて、それに基づいて地域で協議してもらって最終的にどうするかを決めるという、こういう手続、プロセスになると、こういう理解でよろしいでしょうか。

○委員長（杉山武志君）　今、適正配置・適正規模の分が何年おきに出てるかとか、そういった御質問だろうと思うんですが。河村教育総務課長。

○教育総務課長（河村充展君）　ただいまの藤井委員の御質問にお答えしたいと思います。

まず最初に、適正規模・適正配置の基本方針が毎年出てるのかという御質問でございましたが、第一次の基本方針を定めましたのは平成26年の2月でございました。その後、新たな方針というものは定めておりませんでした。このたび、令和2年3月という形で、適正規模・適正配置の基本方針を第二次版として決めさせていただいたところでございます。

少し先ほどの御説明の中で、言葉足らずなところがあつて大変申し訳ないんですが、新たに基本方針を定めましたことから、私どもも地域に出向きまして、この方針の御説明をまずさしあげていく必要があるというふうに考えております。

その後、さらに地域の中でお話し合いをする、そういった中で、また教育委員会のほうに再度説明に来てほしいということでありましたら、また教育委員会のほうから出向かせていただき、御説明をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（杉山武志君） ほかに。秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 参考までに児童数を教えていただきたいことと、それと主に、やはり子どもの将来を考えて、やっぱ小人数じゃいけないということで、それが主な動機とは思いますが、ほかに何かありましたら教えてください。

○委員長（杉山武志君） 河村教育総務課長。

○教育総務課長（河村充展君） ただいまの御質問でございますが、重安小学校の児童数の合計数でよろしゅうございますか。（発言する者あり）はい、分かりました。

重安小学校の令和2年度の児童数、小学校1年生が1人、2年生が4人、3年生が3人、5年生が2人、6年生が5人。続きまして令和3年度も申し上げますか。令和3年度、1つずつ持ち上がるようになるんですけども、1年生が1名、2年生が1名、以降4、3、ゼロ、2という形で1学年ずつ上がるような形になります。令和4年度、また同じように1学年上がっていくんですが、新しい1年生の方が2人、令和5年度についてはいらっしやらないという形になります。

したがって、合計でいきますと、令和2年度が15人、令和3年度が11人、令和4年度が11人、令和5年度も11人という形が推移することになります。

重安小学校のPTAの方々からは、こういった子どもたちの児童数の減少に伴いまして危機感を抱かれたというところが多く、主な要因になろうかと思えます。

そういった中で、子どもたちが今後学校内で安全に生活できるのか、友達関係の構築ができるのか、集団生活における基礎的な学習などということで、保護者が懸念されたというところが、このたび要望書を提出された要因となっております。

以上となります。

○委員長（杉山武志君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第62号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号美祢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。井上地域福祉課長。

○地域福祉課長（井上辰巳君） 議案第63号美祢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

ただいま通知しました議案のほうを御覧ください。

国の省令が改正されたことに伴い、市の運営基準の条例を一部改正するものであります。

この条例中、特定教育・保育施設というものについては、定員20名以上の保育園、あるいは認定こども園のことを指しております。

次に、特定地域型保育事業とは、定員20名未満のもので、0歳から2歳の子どもを対象に、地域の実情に応じて小さな規模での保育の場を確保する事業でございます。

このたびの改正の内容を申し上げますと、2歳児までの保育を行う特定地域型保育事業につきまして、認可基準の1つとして、2歳までしか受け入れられませんので、その後小学校入学まで、卒園後の受入先を確保するため連携施設の確保が求められていましたが、市町村の調整等により、卒園後も引き続き教育・保育の提供を受けることができる施設は、連携施設の確保を不要とするという改正でございます。

なお、美祢市内において、現在、特定地域型保育事業に該当する施設はございません。特定教育・保育施設が0歳児から5歳児までの保育を行っておりますので、この改正の影響が直接あるものではございません。

これは、公布の日から施行するものでございます。

説明は以上です。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） ただいまの説明というか、この議案を事前に見させていただきまして、とにかくやっぱり、まず美祢市の特定教育・保育施設ということが何で

あるか、特定地域型保育事業というのが何であるかっていうか、まず、その定義から考えないといけないと思ってたんですけれども。

今の御説明で分かったんですが、美祢市の特定教育・保育施設というのは実際にはないということで、0歳から5歳までというのが特定地域型の保育事業、しかも20名以下と——じゃなかったですかね。私の聞き違いですかね。

○委員長（杉山武志君） もう一度、井上地域福祉課長。

○地域福祉課長（井上辰巳君） 藤井委員の御質問にお答えします。

特定教育・保育施設というものにつきましては、定員が20名以上の保育園、認定こども園のことをいいます。ですから今現在、美祢市内には、公立6園、私立4園とへき地保育所が1園、それから私立の認定こども園が2園ございます。

それに対しまして、特定地域型保育事業につきましては、定員20名未満の施設で、これは0歳から2歳の子どもの対象にする小規模な施設でございます。この特定地域型保育事業につきましては、美祢市には現在事業所はございません。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） ということは、すみません。私自身がこの保育所というか、幼稚園とか、これがどういうふうになってるかというのが頭で理解できなかったの、変な質問になったんですけれども。

今の御説明だと、特定というのがついてますけども、そうじゃなくて、一般的な子どもさんは市立とか、あるいは私立は私立でも市の公共のということと私のいうか、そういう幼稚園なり保育所というのがあって、それとは別に、この特定教育・保育というのがあると。

○委員長（杉山武志君） 特定地域型が別にあるんだけど、市内には存在しないと。

○委員（藤井敏通君） いや、だからごめんなさい。市内にないのは特定地域型の保育の事業というのがないということでしょうけども。

要は、この特定教育・保育施設——ということはすみません。これは、どういうふうに読めばいいんですか。美祢市特定教育・保育施設というのが1つですよ。で、及び特定地域型保育というのがもう1つで、その両方にこの事業というのかかかるとですか。それとも、美祢市特定教育・保育施設という、何か固有名詞及び特定地域型の保育事業という、こっちは施設、こっちは事業ということですか、そ

うなってくると、あくまでも事業というのは特定地域ということですが。

施設というのは、この場合——というか、私は、この美祢市の特定教育・保育施設というのがあって、しかも、地域型の保育という施設があると思ったものですから、こういう質問になったわけですね。

だから、申し訳ないんですけども、私の頭の中が混乱してるんで、そういう質問になったと思いますけど。

そこは、この特定地域型保育ということに対応というか、市立の保育、私立の保育、特定保育という、こういう理解でよろしいですか。

○委員長（杉山武志君） 田原副委員長。

○副委員長（田原義寛君） 先ほど、井上課長の御説明にあったとおり、人数のカテゴリーだけだと思います。人数ですね。20人以上、20人未満。

○委員長（杉山武志君） 井上地域福祉課長。

○地域福祉課長（井上辰巳君） 藤井委員の御質問にお答えします。

まず、特定教育・保育施設、これにつきましては、先ほど申しましたように20人以上で、市内には私立・公立含めて今現在施設がございます。

それから、特定地域型保育事業という名前で、いわゆる施設と事業の違いはどうかということをおっしゃられたかと思いますが、この地域型保育事業につきましては、定員20人未満のもので、0歳から2歳の子どもを対象というふうに説明させていただきました。その中に、また家庭的保育という施設、これは、子どもを預かれる人数が5人以下の施設でございます。それから、居宅訪問型保育というのがあります。これは、保護者の自宅で1対1の保育をする事業。それからもう1つ、事業所内保育といいまして、事業所が運営する保育園ですが、従業員の子ども以外に、地域の子どもも一緒に保育する事業がございます。それからもう1点、小規模保育といいまして、先ほど家庭的保育は5人以下と言いましたが、6人から19人の子どもを保育する事業が小規模保育としてございます。

今言った4つの事業を合わせて表すために、地域型保育事業という言い方をしておるところでございます。

以上です。

○委員長（杉山武志君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第63号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号美祢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。井上地域福祉課長。

○地域福祉課長（井上辰巳君） 議案第64号美祢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

ただいま通知しました議案を御覧ください。

これも、国の省令の改正に伴うものでございます。

先ほど申しましたが、この家庭的保育事業とは、0歳から2歳の乳幼児の保育を行う家庭的保育事業、定員5名以下、それから小規模保育事業、定員6名から19名、居宅訪問型保育事業、それと事業所内保育事業の4つの事業形態を合わせたものを家庭的保育事業等というふうに呼ぶとなっております。

このたびの改正が大きく2点ございます。

1つは先ほどと同様に、3歳児になった児童を保育園・幼稚園及び認定こども園に速やかに移行するための連携協力を行う保育所等を確保するべきとされておりましたが、様々な対応策の活用により、引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合は、受入先確保のための連携施設の確保は不要とするものでございます。

それから、2点目の改正ですが、居宅訪問型保育事業の中に、保護者の疾患や障害等により養育を受けることが困難な乳幼児に対する事業の居宅訪問型保育の実施が可能であるということが明記をされたというところでございます。

先ほど申し上げましたが、この家庭的保育事業等につきましては、現在、美祢市において該当する施設はございません。

これも、公布の日から施行するものでございます。

説明は以上です。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。
藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 今の説明で、目的というか——はよく分かりました。

実際問題として、要は、今美祢市においては、このような家庭的保育事業はゼロだとおっしゃってましたですね。だから改正をしても、実質的な影響はないということだろうと思います。

1点、やっぱり保育というのは、0歳以下が非常に大事な——特に、今のように入らぬ収入が増えていくというんですが、お母さんももうお勤めになられたりというふうなことであれば、どうしても0歳児から安心して預ける場所が要ということですね。それについては、美祢市においてはもう十分、そういう市立の、あるいは私立のそういう、ここでいうところの家庭的な保育ができる、そういう環境にあるんだという状況、理解でよろしいですね。

というのが、こういうのが出てくるというのは多分、実際に、十分にこういう0歳から例えば2歳、あるいは3歳から6歳の子どもさんを持つてる御家庭で預ける場所がないというような事態がいろいろ出てるから、こういうのが法律としてもできてきて、しかもそれを条例化するということだろうと思うんですね。

都会でよく待機児童の問題とかありますけれども、そういう意味で、美祢市においてはもう0歳からでも十分な受入態勢が今でもあると、こういうふうな理解でよろしいでしょうか。

○委員長（杉山武志君） 井上地域福祉課長。

○地域福祉課長（井上辰巳君） 藤井委員の御質問にお答えいたします。

国の子ども・子育て会議で、今おっしゃられたように、待機児童が問題になっておりましたときに、平成26年に施行されたものでございます。

美祢市内におきましては、先ほど申しましたが私立、公立、それから認定こども園等の施設で、それぞれ0歳児からの受入れを行っております。今現在、待機児童で受入れができないということはございません。今現在の仕組みで十分対応できるものというふうに理解しております。

以上です。

○委員長（杉山武志君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第64号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

ここで、10分程度休憩を挟みたいと思います。暫時休憩といたします。

午前10時34分休憩

午前10時44分再開

○委員長（杉山武志君） 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

末岡教育次長。

○教育次長（末岡竜夫君） 先ほどの私ほか執行部からの発言を少し訂正させていただきたいと思います。

竹岡議長から議事運営上のアドバイスをいただいたところでございますが、そのときに執行部側から「竹岡議長の質問・質疑に対してお答えします」というふうな発言をいたしました。正確には、「竹岡議長からの議事運営上のアドバイス」ということで訂正をさせていただけたらと思います。

以上です。

○委員長（杉山武志君） では、次に、議案第65号美祢市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。山本市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（山本幸宏君） それでは、議案第65号美祢市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について御説明いたします。

ただいま通知いたしました議案第65号の議案書を御覧ください。

政府の「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策―第2弾―」におきまして、「国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行う」との記載が盛り込まれたことから、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者、または発熱等の症状があり感染が疑われる被用者に対する傷病手当金を支給することについて、山口県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例が改正され、令和2年4月27日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容といたしましては、山口県後期高齢者医療広域連合が、新型コロナウイルス感染症に感染するなどして労務に服することができなくなった給与収入のある被用者に対する傷病手当金を支給することに伴い、条例第2条に規定されております、市において行う事務に傷病手当金の支給に係る申請書の受付事務を加えるよう改めるものであります。

なお、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 今の説明で、発熱など疑われる場合も含まれているような説明だったかと思えます。間違っていたらすみません。

申請は、市役所の担当課に行けばよいということでしょうか。電話でもやって、また申請については手続とかは、もちろん病気ですから行けませんよね。来ていただけののでしょうか。幸い美祢市には、罹患者がいないのであまり問題ではないかと思えますが、お尋ねします。

○委員長（杉山武志君） 山本市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（山本幸宏君） ただいまの三好委員の御質問にお答えをいたします。

申請書の様式につきましては、山口県広域連合のほうで申請書の様式が整備されておりますので、その申請書を用いて、市の窓口で申請書を提出していただくということになります。

その際に、申請者御本人が来られない場合には、家族の代理の方に申請書を提出

していただくということになろうかと思えます。

説明を終わります。

○委員長（杉山武志君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） ただいまの説明で、ここにあります広域連合条例第2条の2というところには、具体的には、今回の問題になっています、コロナウイルスというふうに限定的になっていますか。それとも、一般的に今後発生するかもしれません、他のウイルスも。

要は、対象となる疾病は、あくまでも今回のコロナウイルスということで限定してよろしいですか。

○委員長（杉山武志君） 山本市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（山本幸宏君） このたびの改正によるものといたしましては、新型コロナウイルスの感染症に限定したものであると認識しております。

○委員長（杉山武志君） そのほか、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第65号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号美祢市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。山本市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（山本幸宏君） それでは、議案第66号美祢市国民健康保険条例の一部改正について御説明いたします。

ただいま通知いたしました議案書を御覧ください。

政府の「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策―第2弾―」におきまして、「国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感

染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行う」との記載が盛り込まれたことから、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者、または発熱等の症状があり感染が疑われる被用者に対する傷病手当金を支給することに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症に感染するなどして労務に服することができなくなった給与収入のある被用者に対する傷病手当金を支給することに伴い、支給対象者及び支給要件等の支給に関して必要な事項を定めるため、附則を追加するものであります。

支給対象者につきましては、被用者のうち新型コロナウイルス感染症に感染した者、または発熱等の症状があり感染が疑われる者となります。

支給対象となる日数につきましては、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日数となります。

支給額につきましては、直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除して求められる1日当たりの給与収入の3分の2に相当する1日当たり支給額に、支給対象となる日数を乗じて得た額となります。

適用期間につきましては、現在、国が示しているところによりますと、令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間で、療養のため労務に服することができない期間となります。

ただし、入院が継続する場合等は、最長1年6か月までとなります。

なお、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を受け付けたいのですが、その前に皆さんにお願いがございます。御自身に質疑・御意見がない場合は、「なし」と発言していただけますでしょうか。よろしく願いいたします。

本案に対する質疑はございませんか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 確認ですけれども、先ほどの後期高齢者のコロナに対しての広域連合での疾病というか、その手続は市で受け付けるという……。65号の後にこの66号ですけど、これの対象は、あくまでも後期高齢者の被雇用者というか、働いている方ということですか。

○委員長（杉山武志君） 山本市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（山本幸宏君） ただいまの藤井委員の御質問にお答えをいたします。

先ほどの第65号の後期高齢者医療のほう——傷病手当金で、この66号の国民健康保険のほうの傷病手当金の支給は、ともに給与収入のある被用者ということですので、どこかにお勤めされている方が対象になろうかと思えます。

後期高齢者につきましては75歳以上、それ以下の方が国民健康保険の対象になるということになります。

○委員長（杉山武志君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 分かりました。すみません。

後期高齢者の場合は、国保ではなくて何ですかね。ごめんなさい、制度をよく知りませんで。

今は国保だから、75——後期高齢者までの方で勤めている方という、そういうことですね。

○委員長（杉山武志君） 勤めていない方もいらっしゃいますね。

○議会事務局長（石田淳司君） 両方の保険でも、勤めていらっしゃる方、いらっしゃらない方とあって、このたびは勤めて給与収入がある方に対して傷病手当を出すということです。

○委員長（杉山武志君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 今、事務局長のほうからも説明があったんですけども、国民健康保険といったら、当然勤めている方も勤めていない方もいらっしゃると思うんですけど、今回のこの条例改正の対象は、少なくともこの5条を見ると、給与等の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき、新型インフルエンザ、要するにコロナウイルスに感染したと、労務に服することができなくなった日から云々とあるので、要は給与をもらっている方がコロナウイルスにかかって働けなくなった。その間のということを書いてありますよね。

先ほどは、後期高齢者75歳以上の方は広域でやって、疾病手当を出すよという話ですよ。

私の質問は、まず今回、美祢市の国民健康保険条例のこの疾病手当を支給するという対象となる方は、まずどこなんだと。それで多分、75歳以上ということなのか

など思っ、前回の65号との関連で。しかし、どこにもそういうことが書いてない
ですよ。

だから、国民健康保険に加入している方で給与をもらって、しかもコロナにかか
って、そういう人にこれを支給しますよと、こういう理解でよろしいですか。

○委員長（杉山武志君） 山本市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（山本幸宏君） ただいまの藤井委員の御質問にお答えをいたしま
す。

議案第66号の国民健康保険条例の改正に伴う傷病手当金の支給につきましては、
当然、国民健康保険に加入されておる方のうち、どこかにお勤めの方で、新型コロ
ナウイルスに伴い仕事ができなくなった方が対象ということになります。

○委員長（杉山武志君） そのほか質疑はございませんでしょうか。三好委員。

○委員（三好睦子君） お尋ねします。

3日目から1年6か月までということですが、入院した場合は1年6か月ま
でですが、この間に手続をしたいというときは、どのように手続するのか。

それと、入院費とかも要るでしょうから、生活費とかいろいろ要ると思うので
すが、手続の方法と、それから、治って退院して家において、申請するまでの時効とか
があるのでしょうか。いつまでにしないと無効——時効になるよとかあるのでしょ
うか。お伺いします。

○委員長（杉山武志君） 山本市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（山本幸宏君） ただいまの三好委員の御質問にお答えをいたしま
す。

まず初めの質問のほうで、申請等の手続につきましては、まず申請から給付まで
の流れといたしましては、次のようになります。

まず、被保険者におきまして、傷病手当金支給申請書の提出を行うこととなりま
す。支給申請書のうち、被保険者記入用については、本人または代理の方が記入し
て申請する。次に、給与等の証明をするため、事業主記入用につきましては、被保
険者から勤務先の担当者に記入を依頼して記入していただく。それから、当然、病
院に掛かれた場合——掛かれるので、医療機関記入用につきましては、被保険
者から支給対象者の療養担当をした医療機関に記入を依頼する。

この3つの申請書をそろえて申請することになります。

次に、市におきましては、今の傷病手当金支給申請書の受理を行うこととなります。

支給申請書につきましては、事業主記入用につきましては、直近3か月間の就労日数及び療養のために休んだ期間などの勤務状況、及び直近3か月に支払われた給与等を確認することになります。

それから、医療機関記入用につきましては、疾病名や労務不能と認められた期間等を特に確認することになります。

それから、直近3か月間において、複数の事業所に勤務していた場合には、それぞれの事業所において申請書を作成する必要があるとございます。さらに、収入額につきましては、通勤手当等の非課税所得を除いた額を事業主に証明していただくということになります。

受理が済みまして、その後、市におきまして支給決定を行うこととなります。

支給額は、直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額に3分の2を乗じて求めた支給額、1日当たりの支給額に療養のために休んだ日数を乗じて算出することとなります。

支給額、支給日等を記入した支給決定通知を支給対象者に対して送付することとなります。

それから最後に、被保険者におかれましては、決定通知書をお受け取りになって、通帳記帳等により支給されたことを確認していただくという流れになります。

なお、申請者のひな形等につきましては、国によって示された様式を参考に備えることとしております。

それと、もう一つの御質問は……。

○委員長（杉山武志君） 請求に関わる時効についてです。

○市民福祉部次長（山本幸宏君） このたびの傷病手当金につきましては、国のほうにおいて、現在、令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間と、今のところ適用期間がそのようにされておりますが、今後の第2波、第3波の感染状況によりましては、国のほうにおいて、その適用期間が延びる可能性はあるものと認識しております。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 今の説明を聞けば、事業主が全てしてくれるということでしょうか。

幸い美祢市には罹患者がいないので、そんなに目くじら立てることはないと思うんですけど、事業主が全てして下さると。

でも、その事業主の——そんなふうだったら、何も国保に入らなくて、協会けんぽとかあると思うんですけど、この場合は、どういうところの事業主が入るのか分かりませんが、本人がしなくても事業主が全てしてくれるということですか。それと……

○委員長（杉山武志君） 三好委員、今、本人・代理の方が記入される様式と事業所が記入される様式と医療機関が記入される様式があると説明されましたので、事業主が全てされるわけではないです。

○委員（三好睦子君） それと、さっき時効のことを聞いたのですが、もしも申請しそびれて、もう過ぎているから駄目ということはあるのかないのかお尋ねしたのですが、それはありましたでしょうか。

○委員長（杉山武志君） 山本市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（山本幸宏君） ただいまの三好委員の御質問にお答えをいたします。

先ほどの回答で、適用期間については回答をさせていただきましたが、何らかの都合により申請書の提出ができない場合、いつまで申請すればいいのかということにつきましては、ちょっと今、資料の中で確認できるものがございませんので、また改めて確認をさせていただきたいと思います。

○委員長（杉山武志君） また事後で結構ですので、本人のほうにお知らせいただければと思います。

そのほか質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第66号を採決いたします。本案について、原案のとおり

決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号美祢市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。山本市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（山本幸宏君） それでは、議案第67号美祢市国民健康保険税条例の一部改正について御説明いたします。

ただいま、通知いたしました議案書を御覧ください。

国民健康保険においては、特別な理由がある被保険者に対し、国民健康保険法第77条の規定に基づき、市町村及び国民健康保険組合等の保険者は、その判断により国民健康保険料・税の減免を行うことができることとされているところですが、令和2年4月7日に閣議決定されました「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において、感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険等の保険料の免除等を行うとされたことに伴い所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容といたしましては、減免の申請ができなかったやむを得ない理由があると認められる場合には、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対し、遡って減免を行うことも考えられることから、条例第26条において、納期限前7日までに申請書を提出しなければならないと規定されているところですが、ここに「ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。」というただし書を加え、遡って減免を行うことができるよう改めるものであります。

減免の対象となる世帯及び減免額につきましては、1つは、新型コロナウイルス感染症により、その者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯につきましては、対象保険税額の全部を減免することとなります。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響により、その者の属する世帯の主たる生計維持者の事業収入・不動産収入・山林収入または給与収入の減少が見込まれ、いずれかの減少額が前年の事業収入等の額の10分の3以上、合計所得金額が1,000万円以下、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計

額が400万円以下の3つの要件の全てに該当する世帯につきましては、対象保険税額に前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額を減免することとなります。

その中でも、新型コロナウイルス感染症の影響による事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税額の全部を免除することとなります。

ただし、現行制度の非自発的失業者保険税軽減制度の対象となる被保険者等につきましては、前年の給与所得を100分の30とみなすことにより賦課することを優先して当該保険税軽減を行うこととし、今回の措置による給与収入の減少に伴う保険税の減免は行わないこととなります。

減免の対象となる保険税は、令和元年度分及び令和2年度分の保険税であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限等が設定されているものとなります。

以上により、条例に基づいて保険税の減免を行った場合には国の財政支援の対象となり、その全額を特別調整交付金の交付により財政支援される予定となっております。また、この取扱いにつきましては、令和2年度までとなっております。

なお、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） これの減免を利用する方はコロナの影響を受けた方が多いので、減免を利用される方が多いと思うのですが。

国保は6期ですかね、何期かありますよね。それで、7日前までにということですから、そのために7日前までに申請しなければいけないのか、1年分まとめてなのか。

それと、周知で、こういうことがあるのよというのは、MYTとか見られたり、御存じの方も今後出るとは思いますけど、もちろんMYTとかでやられると思いますが、周知徹底はどのようにされるのか。これを御存じなくて納められなくて、未納が増えるということも考えられるのですが、2点についてお尋ねします。

○委員長（杉山武志君） 山本市民福祉部長。

○市民福祉部次長（山本幸宏君） ただいまの三好委員の御質問にお答えをいたします。

まず、最初の質問についてですが、御説明の中でも申しましたが、このたびの条例改正は、「ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない」というただし書を加えるということで、納期限前7日前までに申請書を提出しなければならないというところが、このたびの新型コロナウイルスの影響に伴う減免につきましては、7日前までに申請書を提出しなくてもよろしいということになります。

それから、この減免の周知・広報等につきましては、市のホームページ、それから広報等を通じて周知・広報する予定としております。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 今の三好委員の質問に関連しますけれども、1つが——その前に周知徹底についてはどうするかという質問に対して、広報等が主——ホームページとかというお話をされましたけれども、多分、この条例だけ、こういう改正になりましたということで出されたら、何のことか普通の人にはさっぱり分からないと思います。今、御説明を聞いて、コロナの関係なんだな、市長が特別に認める時はというのは、今回はコロナの影響の申請についてだけだなというのは、説明を聞いて分かりました。

でも、正直、こういうふうに条例が変わりましたというだけでは、中身がさっぱり分からないと思いますので、もし周知徹底ということであれば、具体的に今説明されたことを簡潔に表示されないと、なかなか分からないと思いますし、条例ですから、しかもこれの適用というのが期限付なんで、期限が切れた場合にはまた元の現行の条例に戻されるのか、戻す必要がないためにわざわざ「市長が特に必要と認める場合」ということで、そこで非常に、ほかの事態になっても認めるからということで、この条例は多分このままだろうと思うのですが。

ひとつ、施行条例という——これの条例の施行規則はおつくりになるんですか。例えば、今言われたような内容を実際にやろうと思えば、条例の下に規則とかそういうのをつくることで、具体的に何かって分かるなというのがあるんですけど、そこはどういうふうにお考えですか。

まず今、この周知徹底をどういうふうに——中身については、説明を聞いて初め

て分かるので、それをどういうふうにやられるかということと、この条例の下に規則等を定めることで、具体的に分かるようにされるのか。

この2点について、お聞きしたいと思います。

○委員長（杉山武志君） 山本市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（山本幸宏君） ただいまの藤井委員の御質問にお答えをいたします。

まず初めの広報・周知に関しましては、当然、減免の対象に関する要件等を中心に——主に広報したいと考えて、どういった場合に減免対象になるかと、そういった要件等を中心に広報したいと考えております。

それから2点目ですが、このたびは国の方針によりまして、新型コロナウイルスに感染した等によりまして給与収入が一定程度下がった方を対象に減免するということとされたところ、遑ってやることも考えられることから、「市長が特に必要と認める場合は、この限りでない」というただし書を加えたところでございます。

今後も、このただし書が生きるものと思いますので、このたびに限らず、市長が特に認める——必要と認める場合に、引き続き適用されることとなります。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 最初のほうは、市民の方に理解しやすい文面にさせていただけるだろうかというふうな御質問だったと思うので。山本市民福祉部長。

○市民福祉部次長（山本幸宏君） すみません。

それから、もう1つの御質問がございました。条例の下に規則等があるのかどうかということ。

ただいま、条例改正の議案の後に減免基準、それから規則等によって申請書の様式等をお示しするような形で今準備しておるところでございます。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 市民の方に理解しやすい文面にさせていただけるようお願いいたします。そのほか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 申し訳ありません。

国保の加入者というのは個人営業とか、最近フリーランスとか、バイトの方とかあるんですけど、これで新型コロナウイルス感染症に感染しなくても影響を受けた人は多いと思うのですが、そこで、その基準というか証明というか、そういうの

はどうされるのか。この際、国保加入者の方に、全てこれが適用されるということにはならないのかお尋ねします。そこが市長の判断によるところにかかるとは思いますがね。

○委員長（杉山武志君） 山本市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（山本幸宏君） ただいまの三好委員の質問にお答えをいたします。

冒頭の説明の中で3つの要件がございましたが、前年の事業収入等の額の10分の3以上減少した場合、それから、合計所得金額が1,000万円以下である場合、それから、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下の、この3つの要件を全て満たされるか否かが減免の対象になるかならないかというところだろうと思いますので、そこを申請書の記載内容、それからその申請の内容を確認できる前年の所得、主に前年の所得等に関する——収入等に関する書類等を当然お示ししていただいて、よく確認することになると思います。以上です。

○委員長（杉山武志君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） このたびコロナウイルスで、営業とかの方に給付金——補助金——交付金とかありますよね、ちょっと今名前が浮かばないんですけど、それは収入に算定されるんですかされないんですか。

○委員長（杉山武志君） 波佐間副市長。

○副市長（波佐間 敏君） 三好委員の御質問ですけれど、今回のコロナウイルス感染症に関連する給付金等々は全て非課税対象となりますので、収入とはみなされない、課税所得としてはならないということでございます。

○委員長（杉山武志君） そのほか質疑はございませんでしょうか。秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 先ほどの減免の費用は国が補填するというふうに言われました。それは、どういう形で、特別交付税かなんかしてくるのか、それとも申請でくるわけですか。それともう1つ、先ほど……。とりあえず。

○委員長（杉山武志君） 山本市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（山本幸宏君） ただいまの秋枝委員の御質問にお答えをいたします。

国の財政支援につきましては、減免を行った場合、その全額を特別調整交付金の交付により、財政支援される予定でございます。

以上です。

○委員長（杉山武志君） よろしいですか。そのほか質疑ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第67号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号令和2年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。山本市民福祉部長。

○市民福祉部次長（山本幸宏君） それでは、議案第52号令和2年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

ただいま通知いたしました議案書を御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ274万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ32億2,092万8,000円とするものでございます。

初めに、歳出について御説明をいたします。

補正予算書10ページを御覧ください。

2款保険給付費・6項傷病手当金において、1目傷病手当金を142万1,000円追加するものであります。

これは、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどして、労務に服することができなくなった給与収入のある被用者に対する傷病手当金を支給することとされたことに伴い、補正を行うものであります。

続いて、3款国民健康保険事業費納付金・1項医療費納付金分において、1目一般被保険者医療給付費分の事業費納付金を143万2,000円減額するものであります。

また、その下、2項後期高齢者支援金等分において、1目一般被保険者後期高齢

者支援金等分の事業費納付金を65万1,000円減額し、3項介護納付金分において、1目介護納付金分の事業費納付金を41万4,000円減額するものであります。

これら3種類の事業費納付金につきましては、本年4月1日付の山口県からの令和2年度国民健康保険事業費納付金額が確定した旨の通知に伴い補正を行うものであります。

傷病手当金と事業費納付金の差引合計額107万6,000円の減額分と歳出全体の274万3,000円の追加分との差額を調整するために、予備費を381万9,000円追加するものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

補正予算書8ページを御覧ください。

8款諸収入・2項雑入において、5目雑入の国民健康保険事業費納付金還付金を274万3,000円追加するものであります。

これは、本年4月1日付の山口県からの平成30年度国民健康保険事業費納付金額が確定した旨の通知に伴い補正を行うものであります。

以上で説明を終わります。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 歳出のところの数字で確認させてください。

今回のこの保険給付金のところ、コロナウイルス関係で疾病者が出るかもしれないということで、それを疾病手当金で賄うというか。その分、疾病手当金が出ますから、国民健康保険のほうの納付金は免除かなと。そうすると、この疾病手当金の142万1,000円と事業費納付金分のマイナス143万2,000円、これが同額になるのではないかと私は思うのですが、1万円違うというのがどういう理由でしょうか。

○委員長（杉山武志君） 山本市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（山本幸宏君） ただいまの藤井委員の御質問にお答えをいたします。

このたびの補正予算の歳出についてですが、まず初めの傷病手当金につきましては、美祢市に仮に何人か対象者が——予算上は、対象見込者数を20人と推計して予算を立てております。

この20名の方が申請されたときに、総額142万1,000円になるというところであり

ます。

続いて、事業費納付金につきましては、これは県の通知によって、最後精算という形で、市がお支払いした納付金額が多かったので減額するという格好になりますので、このたびの傷病手当金と事業費納付金については全く関係はございません。

すみません、ただいま精算と申しましたけど、これは今年度の予算ですね。国のほうでお示ししていただいた納付金額に改めたというところがございます——県から示された数字に改めたというところがございます。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 疾病手当金を支出するから、その分は健康保険のほうは全額もういいよと思ったものですから、この額がプラスマイナスゼロになって……と思ったんですよ。

ところが、1万円違いますよね。額は非常に小さいですけども、要は、上と下は全く関係ないと、それぞれ平行だということですか。

○委員長（杉山武志君） 山本市民福祉部長。

○市民福祉部次長（山本幸宏君） ただいまの藤井委員の御質問にお答えをいたします。

このたびの傷病手当金と事業費納付金につきましては、全く別のものという捉え方でよろしいかと思えます。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 今の傷病手当金は、20人の罹患者数が出た場合に組み込むための予算ということで、下の3つの納付金については、県のほうの数字が確定したことによって手続するものということで、別々のものと考えてよろしいわけですね。波佐間副市長。

○副市長（波佐間 敏君） 国民健康保険事業は、3か年にまたいで事業費の確定が出ますので、一番最初の歳入で、雑入274万3,000円とありますが、これは平成30年度の納付金額の額が確定したことによる精算返還金、還付金になるわけで、31年度もまだ確定してない——令和元年度も確定していなくて、また次の年度の当初に最終的に確定する。

今回は、令和2年度の予算の概算を県が示したものに対して、さらに予定額が—

一密に精査した予定額がまたさらに示されたということによるその差異を補正しているということで、額が確定ということではなくて、今年度の——令和2年度の納付金額の予算概算が、さらに精査された額によってプラスマイナスが生じておるといふ状況でございます。

○委員長（杉山武志君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 疾病手当金とその下の医療費納付分というのは別々だという話ですけれども、しかもこれは県から示されたものだということですけども。

考え方として、なぜ県のほうがこういう補正を出してきたかということと考えたら、今回のコロナウイルスで罹患した場合には、疾病手当を国が出しますよと。その部分は、例えば健康保険で今まで徴収していたやつでも、それは場合によりますけれども、世帯で死亡された場合は全額免除しますというふうな説明があったんですけど、なぜ補正が出てきたかといったら、コロナとかに掛かった場合には、今まで保険を取っていたけども、コロナということで疾病手当金というのを出すから、その部分はもう保険金のほうはという、こういうロジックだと私は思うんですよ。

だから、本来はこれの142万1,000円とマイナス143万2,000円というのは、本来は考え方として同じでないとおかしいのではないかと思うわけです。

だから、別に金額が違うからではなくて、ぜひ1回、県のほうに確認をしていただいて、もし私の考えが間違いだったら教えてください。ひょっとしたら、たまたま1万円違っていたということかもしれないと思うんですよ。

だから、別にこの数字が云々とか、そちらのほうの計上が間違っているとかいうのではなくて、本来、この数字がプラスマイナスというのが、コロナのときの考えだろうと思うので、ちょっと1回、県のほうに確認をしていただけませんか。お願いします。

○委員長（杉山武志君） 杉原市民福祉部長。

○市民福祉部長（杉原功一君） この補正についてでございますが、下でございます3つを合わせて事業費納付金という考え方でございまして、1つだけ、143万2,000円だけというわけではございません。事業費納付金は3つ合わせてなっております。

それと、納付金についての補正等につきましては、毎年度こういう形で補正が出るものですので、そういう形で行われているものですので、基本的にはコロナウイルスに関わるということではないと思っております。

一応、確認はしてみます。以上です。

○委員長（杉山武志君） ほかに質疑ございますか。波佐間副市長。

○副市長（波佐間 敏君） 最初の傷病手当金の142万1,000円と下の納付金の額との関連性ですけど、今部長が申しましたように、納付金の補正についてはコロナウイルス関連とは直接的には関係なくて、例年行われている事業費の精査によるものでありまして、傷病手当金の142万1,000円は、今年の山口県の人口における5月17日時点でのPCR検査状況から試算し、美祢市においては、国保の被保険者数から除しますと、約20名というのが最大発生見込数とするということで試算されたものに基づいて、それが先ほど申しましたように、勤務日数の3分の2に相当する部分を試算したものが142万1,000円ということになって、予算として傷病手当金として、今後支出する可能性があるとしての予算計上であるということでございますので、よろしく願いいたします。

○委員長（杉山武志君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第52号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号令和2年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） それでは、議案第53号令和2年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

ただいま通知いたしました1ページを御覧ください。

このたびの補正につきましては、国において実施されます、特定個人情報データ標準レイアウトの改版に対応するため、介護保険基幹システム改修に要する経費の

計上に伴うものであり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億16万7,000円とするものであります。

それでは、歳出について御説明いたします。

ただいま通知いたします10ページ、11ページを御覧いただければと思います。

1款総務費・1項・総務管理費・1目一般管理費において、一般管理業務のうち、電算システム改修委託料を51万2,000円追加しております。

介護保険事務につきましては、基幹システムにより被保険者の資格管理、または給付管理等を行っておるところでございますが、このシステムによる円滑な情報連携を図ることが必要であることから、特定個人情報データレイアウトの改版に対応するためシステム改修を行うものでございます。

1ページ戻っていただきまして、歳入になります。8ページ、9ページになります。

今回、追加する歳出に対する財源といたしまして、歳入につきましては、3款国庫支出金・2項国庫補助金・6目介護保険事業費補助金において、システム改修経費の3分の2相当額31万円を追加し、7款繰入金・1項一般会計繰入金・5目その他一般会計繰入金を残額の20万2,000円追加するものであります。

説明につきましては、以上です。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） もう一度、この予算というか——補正予算をやる理由というか、いわゆる個人情報の関係のシステムの改修ということをおっしゃっていましたが、すみませんけど、もう一度、この補正予算のというか、50万円の理由をもう一度説明していただけますか。古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） 藤井委員の御質問にお答えしたいと思います。

ただいま介護保険システムの改修について、ざっくりですけれども説明をさせていただきました。

介護保険の事務につきましては、独自システムによって被保険者の資格管理または給付管理等を全国各自治体において実施されております。

それで特定個人情報——いくなればマイナンバーですけれども、第1号被保険者

の転入・転出の際に当然発生することになりますけれども、もし介護認定を持たれた被保険者の方が美祢市に転入される、もしくは美祢市から市外へ転出される際、その介護認定は転出先、また転入先で引き続き認定を継続することが可能になります。

そういった情報を速やかに、迅速にデータレイアウトが統一されることによって、全国各自治体で共有することができること。

また、介護保険事業で給付管理等も行っております。毎月の給付状況等を地域の情報分析等にも活用することが可能にもなりますし、そういったことから、国のほうが少し、この個人番号のデータレイアウトを改版することがある度に、各自治体でこういったレイアウトを整えるという作業が必要になってきます。

ですから、昨年も6月に同じような改修を行っておりますけれども、今回におきましても、国においてその標準レイアウトが若干改版されるということに対応するために、美祢市におきましても介護保険の基幹システムのレイアウトを改修する必要があるということで、今回計上させていただいております。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） ありがとうございます。

介護保険については、そういうことだろうとよく分かりましたけれども、先ほど、そういう電算システムについては、各自治体、独自システムでやっているというお話でございましたけども。

たまたま、今回これが介護保険で、国のほうのレイアウト変更ということに伴ってやるということで、それも費用のうちの3分の2は国が出してやるけど、あとは自分でやれと、何と無責任な国の言い方だろうと思うんですけども。

システムというのは、介護保険の管理だけではないと思うんです。それ以外の、例えば先ほどの国民健康保険のことだってあると思うんですけども、いわゆる独自システムをやられてて、本当にほかの——介護以外の管理でも独自システムということで、何か問題というか、ほかの——先ほど、例えば介護者の転出・転入についてデータの引継ぎという意味で、レイアウトを同じにするとかいうことが、引継ぎを容易にするということですけども、同じように、例えば介護者ではなくても、転出・転入というのがあると思うんですけど、そういうときのシステムの引継ぎと

どうか、そういうふうなところは大丈夫というか、問題ないんですか。あるいは統一的なシステムでも運用されているのでしょうか。

そこのところを確認させていただきたいと思います。

○委員長（杉山武志君） 古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） ただいまの藤井委員の御質問ですけれども、基本的に各自治体、各事業、分野において、独自といいますか、ある程度自治体では、一つの塊になったシステムを運用されていると思います。

それで、個人番号が導入されて以降、基本的にその個人番号を基に様々なデータを集積しようという思いが国のほうにあると思います。

そういったことを進められていく中で、基本的には個人情報の標準レイアウトをベースに各自治体、各独自システムで運用できるように対応がなされているものと考えます。

しかしながら、これは私の私見ですけれども、今回の特例給付金の応募・申請の際のオンライン申請での不具合等々、様々出てきております。国においても、この個人情報のデータ標準レイアウトを、それぞれ少しずつ見直されている最中ではないかというふうに考えていますし、その時点でのレイアウトに対応することが、各自治体において円滑に運用するために必要ではないかというふうに考えております。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） これは副市長にお聞きします。

むしろ、市のシステムの管理者という意味では、また別の部署かもしれませんが、先ほどからありましたように、システムというのは、まさに頭脳であり神経であるというか、ここがもう最大の重要な課題だと思うのですが。

今、美祿市のそういうシステムの管理というか、これには直接関係ないんですけど、どのような体制で臨まれていますか。

また事務局長から叱られるかもしれないですけれども、システムというのは本当に重要ですので、そのセキュリティあるいはメンテというのは生命線だと思うのですけど、今、市としてはどういう体制ですか。

○委員長（杉山武志君） 波佐間副市長。

○副市長（波佐間 敏君） 藤井委員の御質問ですけれど、委員が申されましたとお

り、現在、行政上においては、システム管理というのが最大のキーポイントになるかというふうに思っております。

一番メインは住民基本台帳システムで、市民の皆様の住民基本台帳を一括管理しております。様々な部署においても住基情報というのは必要なものでありますけれども、これはプライバシーの関係とかがありますので、システム上は、そこで個別の情報として取り扱われておまして、また税務情報とか、それぞれの今の介護・国保とか、それぞれの単独のシステムになっている部分がありまして、相互に互換性を持つことが行政事務上は大変効率がよくなるんですけど、そこは最初申しましたように、プライバシー等の関係——個人情報保護の関係もありますので、そこは切り離されているということで、それぞれの部署でこの電算システムについてセキュリティ管理なり、メンテナンスは当然行っておりますし、こういうふうにシステム改修があれば、その都度、税でいえば、国税が変わればという、当然税条例も変わってきますので、そういう関係でいろんなシステム改修、こういうふうに経費がかさばっているというのが現状であるというふうに認識しております。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 質問をちょっと変えます。

今、市のシステムは、市の中にシステム担当の専門家というか、エキスパートを雇って市で管理されていますか。それとも、そういうシステムメンテとかいう外部の業者に委託をされていますか。

○委員長（杉山武志君） 波佐間副市長。

○副市長（波佐間 敏君） 担当部署のシステム担当する——主体的に担当する職員、部署はありますけれども、いわゆる精度の高いといいますか、SEといいますか、業務のプログラミングに関わることとか、詳しい情報については、全て外部委託ということに基本的にはなっているという状況であります。

○委員長（杉山武志君） そのほか質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第53号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本会議で付託されました議案10件につきまして審査を終了いたしました。

そのほか、委員の皆さんから所管事項につきまして何かございましたら、御発言をお願いいたします。竹岡議長。

○議長（竹岡昌治君） 時間が過ぎましたが、委員長のお許しいただきましたので、教育長にちょっとお尋ねをしたいと思うのですが。

先週、市民の皆さんから電話がありまして、現実にはもう実施されているかもしれませんが、新型コロナウイルス感染症の予防のために、子どもたちもこうしてマスクをかけて通学している姿が見られるわけですが、恐らく学校の授業中もマスク着用だろうと思います。

そうした中で、これはお孫さんの話だけど、マスクをして、たくさん汗をかいて変えなくてはいけないという状況だとおっしゃったんです。今度は、逆に熱中症予防のために、どういう手だてをしておられるのか。

それから、その方がおっしゃるのは、多分空調機がついているはずだから、エアコンを稼働しているかどうか。ぜひ、していなかったらしていただきたいと。行政ですから、何時からでないか駄目だということもあろうと思うんですが、その辺の実施状況なりを含めて教育長の考えをお尋ねしたいと思うんですが、よろしく願いします。

○委員長（杉山武志君） 中本教育長。

○教育長（中本喜弘君） 竹岡議長の御質問にお答えをしたいと思います。

まず、お答えする前に、教育行政施設、それから学校含めて、新型コロナウイルス感染症拡大防止について、議会の皆さんのみならず、市民の皆様方に多大なる御心配と御負担をおかけしながらですが、市民の皆様の絶大なる御協力によって、「ウィズコロナ」、新しい生活様式の日常が、段階的ではございますが、徐々に取

り戻しているところということで、心から感謝を申し上げる次第でございます。

御質問にありました学校の新型コロナウイルス感染症防止対策と熱中症対策については、国のほうからガイドラインが示されまして、各学校には、それぞれ通達をしておるところでございますけれども。

例えば、登下校中の熱中症対策として、距離を空けてマスクを外すことなど。あるいは、体育の時間の熱中症対策として、ソーシャルディスタンスをとった上でマスクを外すこと、さらには当然、エアコンは外気導入できませんので、換気はしながらです。6月から大変暑いような状況が出ておりますので、新型コロナウイルス感染症対策のガイドラインと熱中症対策のガイドラインに沿って、エアコンの利用についても各学校に弾力的に運用するよというということで、6月中旬にはお示しをしておりますので、エアコンのほうも適宜使用がなされているものと思っております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 確認をしたわけじゃない。

○委員長（杉山武志君） 中本教育長。

○教育長（中本喜弘君） それぞれの学校には確認をいたしてございまして、運用しているというふうに認識をいたしております。

以上です。

○委員長（杉山武志君） そのほか御意見がないようなので、これにて本委員会を閉会いたします。御審査、御協力、誠にありがとうございました。お疲れさまでした。

午後0時06分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年6月23日

教育民生委員長